清田区 土木センター便り

第78号

令和5年12月発行

1 今冬も道路の除雪にご協力をお願いします

道路への雪出しはやめましょう

敷地内の雪を道路へ出すのは事故や渋滞の原因となり、大変危険です。また、除雪作業の支障にもなります。
※道路交通法や道路法でも道路への雪出しは禁止されています。

路上駐車はやめましょう

路上駐車があると除雪車が作業できません。除雪ができないと、安全に通行ができなくなります。向かいの家に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆さんにも迷惑がかかります。

ゴミ出しは収集日の朝に

ごみは収集日の朝にごみステーションへ出しましょう。
前日の夜に出されたごみは、除雪作業の妨げとなります。
ごみが道路に散らばってしまうこともあります。

2 除雪や雪に関する情報を発信しています

テレビのデータ放送

テレビのデータ放送で、除雪車の出動情報を確認できます。

放送期間：12月上旬～令和６年３月中旬
放送局　：ＨＴＢ，ＮＨＫ，ＨＢＣ，ＵＨＢ

ホームページの公開情報

●住宅街の道路の新雪除雪の出動状況を紹介
札幌市 除雪情報

●雪対策の内容をＱ＆Ａ形式で紹介
さっぽろ雪の絵本

●翌朝の雪かきの必要度を４段階で表示
札幌　雪かき指数

●歩道の滑りやすさを３段階で予測
札幌　つるつる予報

3 パートナーシップ排雪制度のご利用について

制度概要

パートナーシップ排雪制度は、地域の皆さまが地域内の生活道路の排雪を実施する場合に市が支援する制度です。制度を利用する場合は**事前に申し込みが必要**です。

申込期限

令和５年12月18日(月)～令和６年１月９日(火) ※土日・祝日及び年末年始を除く

申込方法

- 案内及び申込用紙は、12月上旬に前年度の申込団体の代表者様宛てに送付します。
- 新規で申込む場合は、事前にご相談ください(相談先：清田区土木センター 888-2800)

4 公園を雪置き場として利用するためには･･･

札幌市では、原則、公園を雪置き場として利用することを**禁止**しています！

札幌　公園の雪置き場

公園を雪置き場とする場合は…

公園を雪置き場として利用するには、町内会と市で「覚書」を交わす必要が有ります。

ルール・注意点

- **遊具や樹木の周りには雪を置かない**
- **重機での雪入れは行わない**
- ルールが守られているかパトロールを行う
- 春には公園の清掃を行う

5 雪の置き場所にご理解･ご協力をお願いします

- 道路がザクザクになったときには、路面の圧雪を削る作業(路面整正)を実施します。
- 路面整正の作業では、重たい雪や固い雪の塊が発生しますが、出入口前には極力その雪を置かないよう作業します。
- このため、出入口以外の道路脇等に堆雪せざるを得なく、民間排雪やロードヒーティングの場所などにも雪を置くことになります。
- タイミングが悪ければ、個人で排雪や融雪を行った直後のきれいになった場所にも置くことになりますが、ご理解のほどお願いします。

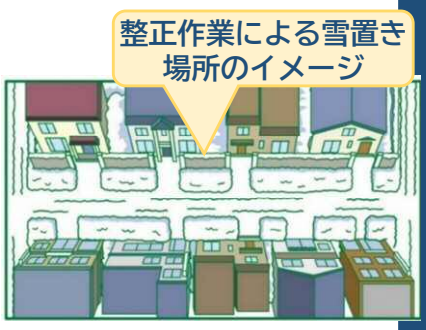

編集･発行

札幌市清田区土木部維持管理課
(清田区土木センター)
〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号
☎ 888-2800 / FAX 884-6474
https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/

さっぽろ市
02-Q02-23-1069
R5-2-745

除排雪作業のお問合せ

除排雪作業に関するお問合せは、「除雪センター」(市の委託業者)が対応しています。市ホームページより、お住まいの地域の除雪センターをご確認いただき、各除雪センターへお問合せください。

清田区北地区除雪センター 882-6191
清田区南地区除雪センター 885-1971